

長野県ゼロカーボン戦略推進本部設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な脱炭素社会づくりに関する総合的な施策の企画立案・推進を図るため、長野県ゼロカーボン戦略推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する総合的な施策の企画立案・推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐する。
- 5 副本部長（副知事の担当事務に関する規程（令和6年長野県訓令第2号）により環境部に関することを担当事務とする副知事）は、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 本部会議は、本部長が招集し、その会議を主宰する。
- 8 本部長は、必要があると認める場合に、部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

(幹事会)

第4条 本部の運営を円滑に行うため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、環境部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その会議を主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認める場合に、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

(作業部会)

第5条 個別事項について検討を行うため、必要に応じ、本部に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会員は、幹事長が指定する者をもって充てる。

(事務局)

第6条 本部及び幹事会の庶務は、環境部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の組織、運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 2 年 11 月 27 日から施行する。
この要綱は、令和 4 年 4 月 28 日から施行する。
この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

産業政策監、危機管理部長、企画振興部長、交通政策局長、総務部長、県民文化部長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、観光スポーツ部長、農政部長、林務部長、建設部長、会計管理者、公営企業管理者、教育長、警察本部長

別表 2

部局名	幹事職名
危機管理部	消防課長
企画振興部	総合政策課長、市町村課長、交通政策課長
総務部	人事課長、財政課長、財産活用課長
県民文化部	県民政策課長
健康福祉部	健康福祉政策課長
環境部	環境政策課長、ゼロカーボン推進課長
産業労働部	産業政策課長
観光スポーツ部	山岳高原観光課長
農政部	農業政策課長
林務部	森林政策課長
建設部	建設政策課長
会計局	会計課長
企業局	経営推進課長
教育委員会事務局	教育政策課長
警察本部	警務課長